

第2次和歌山県犯罪被害者等支援基本計画の概要



第1部 基本的考え方

1. 計画策定の趣旨・目的
2. 計画の性格
3. 計画の期間
4. 犯罪被害及び相談件数の現状
5. 基本方針

○条例第8条、犯罪被害者等基本法第5条に基づき、本県における基本的方針及び具体的施策を定めた計画。

○令和8年度～令和12年度までの5年間

条例第3条を踏まえ、「犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現」を目指します。

- ① 犯罪被害者等を支えるための体制づくり
- ② 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復
- ③ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

第2部 計画の内容〔5つの施策の柱〕

① 相談体制の整備・充実

● 多機関ワンストップサービス体制の構築・運用

1つの機関に相談すれば、必要な支援を途切れなく提供される仕組み。

○犯罪被害者等支援コーディネーター

犯罪被害者等のニーズを一元的に把握し、提供可能な制度やサービスを持つ機関、団体のサービス等が提供されるよう支援全体の調整を行うコーディネーターを配置します。

○支援調整会議

全ての制度・サービスを包括して漏れなく届けるために、県を中心とした支援を提供する関係機関・団体が集まり、会議を開催し、犯罪被害者等の被害回復を目指した支援計画を作成します。

● 支援メニューリストの作成

犯罪被害者等から実際に相談があった際に、ワンストップサービスにより制度・サービスが提供できるよう、県の各施策を網羅的に記したリストを作成します。

② 支援体制の整備・充実

▷ 犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実

和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会及び警察署犯罪被害者支援ネットワークにより、犯罪被害者等支援に従事する職員等に対して、専門家によるロールプレイ方式の演習等を実施し、支援スキルの向上を図ります。

③ 精神的・身体的被害の回復・防止

▷ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーに、犯罪被害者等支援に関する専門的研修を受講させ、その技術・能力を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。

▷ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪被害者の身体から資料採取する際は、性犯罪被害者が希望する性別の警察官が行うなど、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。

④ 経済的・損害回復支援等

▷ 犯罪被害者等生活資金の貸付け

犯罪被害者等が受けた被害により負担する医療費や住居の移転に伴う経費、休業等による生活費の不足を補う経費など不測に生じた費用について貸付けを行います。

● 再提訴費用の助成

犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起(再提訴)するための費用を助成します。

▷ 弁護士による無料法律相談

犯罪被害者等支援に精通している弁護士による無料法律相談を実施します。

● 犯罪被害者等のための休暇制度の周知

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の周知を図ります。

⑤ 県民の理解の増進

▷ 啓発イベントの開催や広報紙等を活用した広報啓発

犯罪被害者等の置かれる状況や心情について理解を深めてもらい、二次的被害など更なる被害を防止するための啓発を行います。

▷ 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

犯罪被害者等が講演者となり、こどもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催します。